

新潟県条例第4号

新潟県情報公開条例の一部を改正する条例

新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(部分公開)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 公開請求に係る行政文書に前条第2号の情報（<u>特定の個人を識別することができるものに限る。</u>）が記録されている場合において、当該情報のうち、<u>氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>(審査会の設置等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。</u></p>	<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(部分公開)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 公開請求に係る行政文書に前条第2号の情報（<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。</u>）が記録されている場合において、当該情報のうち、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>(審査会の設置等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

附 則

この条例は、新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第5号）の施行の日から施行する。ただし、第19条に1項を加える改正は、公布の日から施行する。